

## 善通寺市建設工事公募型指名競争入札実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事において、事前に入札参加を希望する者を募集し、その応募者のうちから入札参加者を選定する方式（以下「公募型指名競争入札」という。）の実施に関し、善通寺市契約規則（平成10年善通寺市規則第5号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 対象とする工事は、予定価格3千万円以上1億5千万円未満の建設工事のうち、善通寺市工事請負等審査委員会規程（昭和52年善通寺市規程第2号）第1条に規定する善通寺市工事請負等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、市長が決定する建設工事とする。ただし、必要に応じ公募型指名競争入札に適すると認められる場合は、3千万円未満の建設工事についても対象とすることができる。

### (応募資格要件)

第3条 公募型指名競争入札に応募する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号に該当しない者
- (2) 本市の建設工事に係る入札参加資格者名簿（契約規則第21条第2項に規定する名簿をいう。）に登載されている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされている者
- (4) 当該工事に係る公告の日から入札執行の日までの間において、本市から指名停止措置を受けていない者
- (5) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者

2 前項に定めるもののほか、市長は、工事の種類、規模、技術的難度等に応じ必要があるときは審査委員会の審議を経て、次に掲げる資格要件を対象工事ごとに設けることができる。

- (1) 当該工事の工種における本市の格付等級に関すること。

- (2) 当該工事の工種における経営事項審査結果通知書の総合評定値に関すること。
- (3) 当該工事の工種における建設業の許可に関すること。
- (4) 当該工事に配置予定の主任技術者又は監理技術者に関すること。
- (5) 当該工事と同種又は類似の工事の施工実績に関すること。
- (6) 営業所等の所在地に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要と認める事項に関すること。

3 共同企業体方式で発注する場合の資格要件は、前2項に定めるもののほか、善通寺市建設工事共同企業体事務取扱要領（平成4年善通寺市公告第36号。以下「事務取扱要領」という。）に規定する資格要件とする。

（公表）

第4条 市長は、公募型指名競争入札を実施する場合は、公募型指名競争入札に応募する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札に必要な事項を公表するものとする。

（資格申請）

第5条 公募型指名競争入札に応募しようとする者は、公表において指定された申請期間内に、次に掲げる書類により市長に申請しなければならない。

- (1) 公募型指名競争入札参加資格審査申請書
- (2) 工事施工実績調書
- (3) 配置予定技術者調書
- (4) 前各号に定めるもののほか、資格審査に必要と認めた書類

2 共同企業体方式により、当該工事の入札を行う場合は、前項に定めるもののほか、事務取扱要領に定める書類を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により提出された書類は、入札執行後もこれを返却しない。

（資格審査）

第6条 市長は、前条に基づく申請を受けたときは、審査委員会の審議を経て、入札参加資格の有無の審査を行うものとする。

（指名通知）

第7条 市長は、前条の審査の結果、入札参加資格を有すると認められる者のうちから指名業者を選定し、申請期限の日の翌日から起算して10日以内に指名通知書により通知する。この場合において、指名業者として選定しなかった者に対しては、その理由を付して非指名通知書により通知する。

(非指名業者への理由説明)

第8条 前条の規定に基づく非指名通知書を受けた者は、その通知日の翌日から起算して7日以内に文書により市長に対して当該通知に付された理由についての説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められた場合は、速やかにその理由を回答しなければならない。

(混合入札)

第9条 共同企業体方式により発注する工事であっても、工事の規模や内容等に照らし単体で施工できる企業（以下、「単体企業」という。）がいると認められる場合には、単体企業と共同企業体との混合による入札を行うことができるものとする。

(入札の中止)

第10条 市長は、指名業者を2社以上選定することができない場合には、入札を中止することができる。

(入札参加者の心得)

第11条 入札参加者が守らなければならない事項は、善通寺市入札参加者心得（平成27年4月1日施行）の定めるところによる。

(入札結果の公表)

第12条 入札結果の公表は、善通寺市競争入札結果等の公表に関する要綱（昭和57年善通寺市告示第12号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。